

工事証明書(注文用)は、工事施工者(建築工事の請負者)が工事完了後に工事内容を証明する書類です。

新築(注文)のポイント発行申請または完了報告の際に提出が必要です。

⚠ 本事業の申請にあたり、虚偽の申告または不正に加担した場合、国の補助事業への申請が制限される場合があります。

⚠ 必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。

⚠ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(訂正印がない場合は受け付けできません)

1 証明書を発行した日を記入してください。

3 対象となる住宅の所在地を記入してください。

- 郵便番号も必ず記入してください。
- 住所は省略せずに記入してください。
- 共同住宅等の場合は、建物名・部屋番号まで必ず記入してください。
- 丁目・番地等はハイフン(-)で記入してください。
- 住民票に記載されている住宅と同一であることを確認してください。

5 工事請負契約の締結日を記入してください。

- 令和2年4月7日～令和2年8月31日に締結された契約が対象です。

⚠ 必ず原契約の締結日を記入してください。(変更契約は不可)

7 工事完了日を記入してください。

「完了報告」について

工事完了前にポイント発行申請を行った場合、完了報告は以下の期限までに行わなければなりません。期限までに完了報告ができなかった場合、発行されたポイントは無効となり、申請者は利用したポイント相当分を事務局に返金する必要があります。

【完了報告期限】

- 戸建住宅 : 令和3年2月28日まで
- 共同住宅等(階数が10以下) : 令和3年6月30日まで
- 共同住宅等(階数が11以上) : 令和3年12月31日まで

【高い性能あるいは一定の性能を有する住宅の場合】

10 対象となる住宅が該当する性能にチェックしてください。

- 複数の性能を有している場合は、いずれか1つにチェックしてください。

【家事負担軽減に資する設備を設置した場合】

12 設置した設備にチェックしてください。

- 事務局に製品登録された製品が対象です。(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

⚠ 建材メーカー等が元請けとなり、自社の対象製品を用いて自ら工事をする場合は、対象外です。

⚠ 宅配ボックスについては各住戸専用のもので、他の住戸用のボックスと一体となっていないものに限りません。

次世代住宅ポイント【新型コロナウイルス感染症対応】 (指定)

新築(注文) 工事証明書(注文用)

次世代住宅ポイント事務局宛
以下のとおり、次世代住宅ポイントの対象となる住宅の建築工事を行ったことを証明します。

建築工事の請負者 建設業許可 国土交通大臣 (般-12)第(34××)号
事業者名 株式会社 住宅工務店
代表者名 注文 建造
所在地 東京都中央区〇〇町10-10-10第一ビル
電話 03 - 1234 - ××××

令和 2 年 8 月 15 日

この事業の申請にあたり、虚偽の申告または不正に加担した場合、国の補助事業への申請が制限される場合があります。

必ず必須。記入漏れがある場合、再提出となります。

■新築した住宅の情報

対象となる住宅の所在地 〒100-000× 東京都 渋谷区 〇〇町9-9-9

住宅の種類 戸建住宅 共同住宅等 階数()

工事請負契約の締結日 令和 2 年 4 月 10 日 建築着工日 令和 2 年 4 月 15 日

工事完了日 令和 2 年 8 月 5 日 引渡日 令和 2 年 8 月 15 日

他の補助金重複 国の他の補助制度と重複していないことを申請者に確認しました。

■新築住宅の性能 ※該当する性能がある場合のみ、いずれかひとつを選択し☑してください。

	高い性能				一定の性能			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
<input type="checkbox"/> ① 認定長期優良住宅					<input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 断熱等性能等級4 または 一次エネルギー消費量等級4以上			
<input type="checkbox"/> ② 認定低炭素住宅					<input type="checkbox"/> ⑥ 劣化対策等級3 かつ 維持管理対策等級2以上 (共同住宅および長屋については一定の更新対策を含む)			
<input type="checkbox"/> ③ 性能向上計画認定住宅					<input type="checkbox"/> ⑦ 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上 または 免震建築物			
<input type="checkbox"/> ④ ZEH					<input type="checkbox"/> ⑧ 高齢者等配慮対策等級3以上			

上記の性能を証明する提出書類を選択し☑してください

	高い性能				一定の性能			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
長期優良住宅建築等計画認定通知書								
低炭素建築物新築等計画認定通知書* 3</td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
性能向上計画認定通知書* 3</td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
BELS評価書(ZEH)*4								
次世代住宅ポイント対象住宅証明書					<input checked="" type="checkbox"/>			
設計住宅性能評価書*5 または 建設住宅性能評価書*5								
すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書								
フラット35S適合証明書								
贈与税の非課税措置の住宅性能証明書*5								
BELS評価書(≧2以上)*4								

家事負担軽減に資する設備の設置 ※該当する場合のみ☑

<input type="checkbox"/> 浴室乾燥機	<input checked="" type="checkbox"/> ビルトイン食器洗機	<input type="checkbox"/> 掃除しやすいトイレ
<input checked="" type="checkbox"/> ビルトイン自動調理対応コンロ	<input type="checkbox"/> 宅配ボックス	<input type="checkbox"/> 掃除しやすいレンジフード

分離発注により施工者(建築工事の請負者)が分かる場合は、契約を行った施工者ごとに本証明書を作成し提出してください。

2 建築工事の請負者の情報を記入し、押印してください。

- 建設業許可を有しない事業者の場合、「建設業許可」は記入不要です。
- 《代表者名》は、工事請負契約の当事者を記入してください。
- 事業者の法人印を押印してください。支店長等であれば、その支店長等の記名および支店長印でも可。
- 個人事業主の場合は、個人印を押印してください。

⚠ 別紙「事業者印押印困難申告書」を添付する場合は、担当者印でも可。詳細については、申請の手引きを確認してください。分離発注等により、複数の事業者が担当者印で申請する場合は、事業者ごとに当該申告書の提出が必要です。

4 住宅の種別について、該当するいずれかにチェックしてください。

- 住宅以外の用途に供する部分を有しない戸建住宅については《戸建住宅》にチェックしてください。
- 共同住宅、長屋、店舗併用住宅等、戸建住宅以外の住宅については、《共同住宅等》にチェックし、階数を必ず記入してください。

6 建築着工日を記入してください。

- 根切り工事 または 基礎杭打ち工事に着手した日を記入してください。
- 工事請負契約～令和2年8月31日に着工された住宅が対象です。

8 引渡日を記入してください。

- 建築着工以降に引渡しされた住宅が対象です。

9 国の他の補助制度と重複していないことを申請者に確認し、チェックしてください。

- 住宅の本体工事の全部または一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。(地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。)

【10で《高い性能》あるいは《一定の性能》にチェックした場合】

11 性能を証明する書類にチェックしてください。

⚠ 完了報告時は、チェックおよび添付は不要です。ただし、以下の場合は該当する欄にチェック、および書類の添付が必要です。

【工事完了前申請時の性能から変更がある場合】
⇒変更後の性能を証明する書類

【工事完了前申請時に①～③の性能について「技術的審査適合証」を添付した場合】
⇒①～③の「認定通知書」

⚠ 分離発注により施工者(建築工事の請負者)が分かる場合は、契約を行った施工者ごとに本証明書を提出してください。